

平成 25 年度 第 2 回 高知市子ども・子育て支援会議

日時：平成 25 年 9 月 26 日(木) 18:30～20:30

場所：総合あんしんセンター 3 階 大会議室

(子育て支援課 森課長)

井上委員・宮地委員はまだお見えになっていないですけれども、定刻になりましたので、ただ今から「第 2 回高知市子ども・子育て支援会議」を開催いたします。なお、宮地委員につきましては、業務の都合上、遅れて参加されるとのご連絡をいただいております。

本日は、大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。私は健康福祉部子育て支援課長森でございます。議事に入りますまで、司会進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

さて本日は本年度第 2 回目の会議となっております。第 1 回目の会議では、高知市子ども・子育て支援会議の役割や、新制度の概要説明・基本指針等についてご説明させていただきました協議を行っていただきました。

本日の会議では、「教育・保育提供区域について」、また、「ニーズ調査票について」提案をさせていただき、ご議論いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして事前にお送りさせていただきました資料と、本日お配りさせていただいた資料のご確認をお願いいたします。資料一覧をご覧ください。

～資料一覧～

○会次第

○委員名簿

○座席表

○議事資料

・報告事項関連

資料 1 : 第 1 回会議におけるご質問・ご意見に対する回答について

・議事(1)関連

資料 2-1 : 教育・保育提供区域関係法令等

資料 2-2 : 教育・保育提供区域(案)

資料 2-3 : 教育・教育・保育提供区域(案)に関するグラフ

※なお、資料 2-1 から資料 2-3 については 1 つに綴じてあります。

・議事(2)関連

事前送付資料 : 高知市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の概要

事前送付資料 : 「高知市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」調査票

資料 3 : ニーズ調査票追加資料

資料 4 : 国ひな形からの変更点について (ニーズ調査票)

資料5 : 「放課後児童クラブに関するアンケート調査」調査票
以上でございます。

お手元に不足等がございましたら、事務局までお知らせください。

また、議事に入ります前に、本会議の開催にあたりましてお願いがございます。本会議は、情報公開対象となりますので議事録を作成いたします。ご発言の際は、お名前をおっしゃっていただき、その後にご発言をお願いいたします。それでは議事に移ります。ここからは、有田会長に進行をお願いしたいと思います。有田会長よろしく申し上げます。

(有田会長)

それでは、会次第に従って議事を進めてまいります。報告事項「第1回会議におけるご質問・ご意見に対する回答について」、事務局から報告をお願いします。

(子育て支援課 光内)

「第1回会議におけるご質問・ご意見に対する回答について」、ご報告をさせていただきます。「資料1」をお手元にお出しいただけますでしょうか。

この報告事項では、前回、8月26日に行われました第1回高知市子ども・子育て支援会議において出されましたご質問について、事務局が答えできなかった部分や、会議後に寄せられましたご意見等につきまして、一覧表にまとめた形でご報告をさせていただきます。

まず、「1 子ども支援関連に対してどれぐらいの予算が使われているのか」というご質問ですが、内閣府 子ども・子育て支援新制度施行準備室に確認したところ、平成24年度における各事業の合計額は約2.1兆円とのことでした。

内訳は、認定こども園・幼稚園・保育所にかかる費用が約1兆5,100億円、放課後児童クラブが800億円、その他以下のようにしております。

今回の子ども・子育て支援新制度におきましては、前回もご説明させていただきましたとおり、消費税引き上げによる財源0.7兆円を含む約1兆円を新たに確保し、子ども・子育て支援の充実のための財源に充てることとされております。なお、こちらの内容につきましては、内閣府のホームページ上にも掲載されておりますので、ご確認いただければと思います。

続きまして、表の2及び3についてですが、障害児についての調査、ニーズを把握していただきたいとの趣旨のご質問ですので、まとめた形でご回答させていただきます。

障害等のある子どもさんを対象とする調査につきましては、平成23年度に、高知市障害者計画・障害福祉計画策定の際に、「障害等のある子どもの支援に関する調査」として実施をしております。

本市では、障害等のある子どもさんについては、健康づくり課が早期発見とその後のフォロー、保育課が障害児保育の推進、障がい福祉課が障害福祉サービスによる支援、教育研究所が就学支援を実施するなど、関係各課が連携しながら支援を進めており、平成22年度には、地域保健課に子ども発達支援センターを設置し、庁内外との連携を強めながら、「将来を見通した一貫した療育・支援システムの確立」を目指した取り組みを進めています。

今回の子ども・子育て支援事業計画につきましては、障害児に特化した給付の位置づけが

無いことから、障害児についてのニーズ調査は既に行っている調査結果を利用することとし、また、国からのひな形にも質問項目等が無いため、今回の調査対象としておりません。

ただし、子ども・子育て支援会議でいただきましたご意見に関しましては、本市の障害児施策を進める上での参考とさせていただきたいと考えておりますので、障害者計画の事務局へお伝えをしていくとともに、保育所及び放課後児童クラブや幼稚園における障害児の受け入れにつきましては、現行の水準が後退することがないように、今回の子ども・子育て支援事業計画の中においても計画的な体制整備等の検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、参考資料といたしまして、「障害等のある子どもの支援に関する調査 調査結果報告書」をお手元へお配りしておりますので、また、ご確認をお願いいたします。

続きまして、「4 保育所・幼稚園・放課後児童クラブでの障がい児の受け入れ状況について」お答えいたします。

まず保育園ですが、平成25年4月1日現在で、公立21園、民営45園で184名の児童が入所、150名の加配保育士を配置しています。

次に幼稚園ですが、私立幼稚園については所管が高知県ですので、県の幼保支援課に確認したところ、平成24年度の高知県私立幼稚園 特別支援教育費補助金交付 の対象は12施設43名となっているそうです。

次に放課後児童クラブですが放課後児童クラブにおける障害児の受け入れは平成25年4月1日付けで154名、うち98名が指導員の加配の対象となっております。

続きまして、「5 保育の必要量について。保育の利用時間がそれぞれ違う子どもたちと一緒に保育することは、子どもの保育生活や心身の発達への影響も心配されるが、どのように考えているか。また、休職中の方や保護者がフル稼働していない障がい児の利用はどのようなのか？」といったご質問ですが、

保育の必要量につきましては、子ども・子育て支援法の規定により、保育の必要のある2号認定子ども及び3号認定子どもを対象に認定することとされております。

必要量の区分は「長時間」と「短時間」の2種類に分けられ、「長時間」の区分は、保護者のフルタイムの就労を想定し、現在の保育所開所時間の11時間に相当するとされております。

一方「短時間」の区分は、主にパートタイム就労の方を想定しており、具体的な時間については、現在、国における子ども・子育て会議において検討をされているところです。

高知市では、一日の保育所生活の流れを通じた子どもの育ちの保障の観点から、短時間の区分を8時間とすべきとする意見を、国に提出しています。

保育必要量の認定につきましては、支給認定基準に位置付けられ、国の子ども・子育て会議での審議を経て、国において決定し、今年度末に政省令が出される予定となっております。私からの説明は、以上です。

(有田会長)

ありがとうございました。ご意見・ご質問ございませんでしょうか？

(岡林委員)

私も質問を出してしまして、答えていただきありがとうございました。保育・幼稚園の障害児加配の件ですが、現行の水準が後退することがないようにということでございますので、必要性があれば、そのつど予算的にも対応を努力していくということでよろしいですか？高知市は相互保育という形で全国的にも稀な形で進めていただいておりますので、そういった意味では是非よろしくお願ひしたいということと、その下の5番の所ですけれども、「8時間の保育」これについては、やはり子どもの発達の観点から、あるいはクラス編成等非常にやりにくくなると思います。是非8時間については要望も出されているということですので、努力していただきたいと思います。

(有田会長)

岡林委員から出されたところにつきまして、現行の取組で得られることは後退することが無いような取組をされるように、ということで確認をしてよろしいでしょうか。

(吉川委員)

1番で現行が2.1兆円で1兆円予算が増えるということは1.5倍の予算になるということですね。そうするとすごいことが出来そうに思うのですけれども。今、ニーズを探っているということですが、全然収容できていない所があるのは聞いています。それも段々無くなってきていると思うのですけれども。それが1点。障害の方が放課後児童クラブや色々な所にいらっしゃるということなのですが、その方々が増えたら増えた年の予算がプラスアルファされて国の方から降りてくることになっているのでしょうか？

(有田会長)

子ども・子育て支援法の中で行われている予算につきまして、今、これから増えるであろうことですが、中身のことで、放課後児童クラブでの障害児につきまして事務局の方からお願いします。

(福祉事務所 松村所長)

1点目の予算ですが、新制度が当初、少子化対策で論じられた時に消費税をアップして0.7兆円弱、確か記憶では2.1兆円に倍増させるということがございました。欧米に比べまして今の2.1兆円というのはGDP比で比べますと3分の1程度しかない。2.1兆円あってもまだ足りない状態であるということ。その中で当初想定していた色々な施策でいくと全ての概算でそれぐらいは必要である、と。社会保障や三党合意等の中で消費税引き上げによるものは0.7兆円で、0.3兆円を足した1兆円でやっぴいこうとするものであります。待機児童は高知市で17人と本年度当初数字があがっております。ただ、潜在的な待機児童はおりますし、高知市でも認可保育所のレベルに達してない所でお預かりしている児童が定員でいうと1,000人程度おります。そういう所にいるお子さんの生育環境が認可保育所と同

等のレベルにした上で認可を行い、公的支援を入れて生育環境を保障していこう。この新制度はそういった風に理解しております。その中で1兆円が多いのか少ないのかというのは、私の考えでは少ないと感じております。ただ国の中で決めていくことでございますので、この1兆円をどの様に有効に使っていくのかというのが今、論議されておりますし、高知市としましてもそこをどの様にやっていくか？高知市の子ども達にどの様に返していくか？がこの場でお話しすることだと思います。

それから、障害児加配ですが、保育所・幼稚園・放課後児童クラブの予算のところでございます。保育園のところにつきましては、市単、高知市の事業でございます。約2億円ほどです。そこは財政危機の状況でもここについては一度も削られたことがないです。幼稚園や放課後児童クラブにつきましては私の所管外ですが、通常考えますと予算が県もしくは国にございましたら、そこは申請どおり決定されていると思います。

(有田会長)

多くは待機児童対策に新しい新制度の予算が使われているということですか？

(福祉事務所 松村所長)

基本的には待機児童対策の面もでございます。ただ、先程もお話しましたとおり、認可をしていくということは、認可外の施設を利用している子どもさんの生育環境を保障していくということでございます。それと、保育所を利用していない、幼稚園を利用する方は3歳から5歳までですが、そこに至らない0歳から3歳、その中で保育園に行っていない子どもさんについての各種事業とか子育て支援というような事業の充実も当然入っております。

(吉川委員)

今の説明で、そうすると高知市は僕も以前から聞いていますけれども、障害をもっている方の保育所での入所や対応が手厚くされていることを聞いていますけれども、これは、高知市が頑張っているからそうであって、他の自治体があまり頑張らなければその子達はあまり支援を受けてないということが日本全国で起こっているということでしょうか？

(福祉事務所 松村所長)

自治体の格差は現実的にございます。高知市の障害児保育につきましては、昭和48年から始めておりまして、国は昭和50年から一度始めております。国の制度はその当時の国民年金法1級・2級障害手帳をお持ちのお子さんをお預かりした場合に補助を出す、といった形になっておりましたが、平成15・16年に一般財源化されたということで国が止めました。その中でも高知市は障害の手帳があるかないかということだけでなく発達の度合いも含めた上で加配をつけているということです。その当時でも上乗せをしてやっていた、今も市単独でやっているという状況があります。関西の方で同等以上にやっている所もあると聞いております。ただ、多くが障害児5人に1人の加配だということはありません。

(吉川委員)

今のお話だと国がそれだけの予算を出したら、それが自治体間の格差を埋める様な事に使われたらどうか？という気もいたしますが。

(福祉事務所 松村所長)

国の方でも一応、新制度の中で保育所などの定員の定数の中の受け入れ枠というものを何%か作ろうかという様な話し合いもされていたというところもございます。ただ、そこに対しての給付が一般化されたということで載っていませんので、そこを無理に載せる様には出来ていないんじゃないかと感じています。

(有田会長)

国の方でやっている子ども・子育て会議で、具体的に予算を入れていけばいいのではという話し合いがされているところではなかったでしょうか？

(福祉事務所 松村所長)

厚労省の職員の話聞きますと、進んだ時計は戻せないという言葉でした。

(有田会長)

子ども・子育て支援法が障害のある子どもさんを含めた全ての子ども達が健やかな成長をしていく為に必要な予算を作っていくということで、今おっしゃられた様に、自治体によって違う、高知市は障害があるお子さんについては非常に手厚い支援がされているということで、吉川委員が言われた様な自治体間の差などは国の方で具体的な話で進めていくということでここでは意見というところでよろしいでしょうか？

(吉川委員)

国のほうに高知市がそれだけやっているのだから国に提言する様になっているのではないかと。聞くだけではなくて、上にあげてもいいんじゃないかと。特に高知市はよくやっていると聞いていますので。

(福祉事務所 松村所長)

そこについては、文書ではなく口頭ではお話はさせていただきました。その時にそういうお返事をいただいたということで。

(吉川委員)

冷たいですね。

(有田会長)

高知市の取り組みの良さが全国のお子さんに行きあたりその様な取り組みが出来ていけ

ばいいと。他にございませんでしょうか？では、今出た意見につきまして事務局の方で精査をよろしく願いいたします。

続きまして、議事の1つ目である「教育・保育提供区域について」事務局の方からご説明をお願いいたします。

(保育課 山崎補佐)

それでは、教育・保育提供区域についてご説明いたします。

教育・保育提供区域は法令上、事業計画の必須記載事項であって、事業計画で需要に対する供給計画を定める際の基本となります。

また、教育・保育提供区域は、教育・保育施設や地域型保育事業の認可等について、区域内の各施設等の需給状況が基準とされ、供給過剰でない場合は、施設や職員の基準を満たしていれば認可するものとする、とされており、施設認可について大きく影響します。

それでは、資料1をご覧ください。

まず、教育・保育提供区域の関係法令について、再確認しておきたいと思います。

1 ページ目、子ども・子育て支援法第61条の抜粋をご覧ください。

市町村子ども・子育て支援事業計画についての規定となりますが、必須記載事項である教育・保育提供区域が第2項第1号に規定されています。下線を付けているところです。

法では、教育・保育提供区域について「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」としております。

したがって、区域設定に当たりましては、地理的条件、人口、交通事情、既存の教育・保育施設の状況などを勘案することが必要となります。

第2項第2号では、事業計画で定める「量の見込み」、「提供体制の確保」などについて、区域ごとに定めることとされています。

その下、第4項では、事業計画は、区域における子どもの数、保護者の施設等の利用の意向を勘案して作成されなければならない、とされています。

一番下の第5項では、事業計画は、区域における子どもや保護者の環境その他の事情を勘案して作成するよう努めるものとする、とされています。

2 ページ目をご覧ください。

改正児童福祉法第35条の抜粋です。

第35条は保育所認可の根拠条項となりますが、認定こども園や小規模保育なども概ね同じ内容となっております。

まず、第4項が民営保育所の認可の規定であり、都道府県知事の認可とありますが、中核市である高知市では、法第59条の4の規定により高知市長の認可となります。

次に第8項ですが、第45条第1項の基準、つまり最低基準に適合し、かつ第5項、長いので記載を省略しておりますが、経済的基礎や社会的信望があること、禁固以上の刑に処せられていないなどの欠格条項などの基準を満たせば、第4項の認可するものとする、とされています。その後の「ただし書き」ですが、ここで教育・保育提供区域が出てきまして、区

域における利用定員の総数が、区域の必要利用定員総数に既に達しているか、認可により超える場合は、第4項の認可をしないことができる、とされています。

したがって、新制度における施設や事業は、区域において供給過剰となる場合を除き、基準を満たしていれば認可することとなります。

その下の○印ですが、前回の会でもご説明しました基本指針の抜粋です。

基本指針のガイドライン部分第三の二の1に区域の設定に関する事項が定められています。右の次のページです。

教育・保育提供区域の設定について、下線を引いているところですが、法の規定に加えまして「現在の利用状況」を追加し、続けて小・中学校区、行政区などの具体例が載っておりまして、さらに居宅から容易に移動できるなど、区域設定についてより具体的に記載されています。

次の段落の「この場合において」からは、教育・保育施設及び子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域とすることを基本としながら、実態に応じて、認定区分や施設、事業ごとに区域設定できるとしています。

3段落目の「なお」以降は、児童福祉法の市町村整備計画、そこで定める保育提供区域と整合性をもたすとされていまして、その内容につきましてはその下に参考としまして児童福祉法を抜粋しております。これにつきましては、改正前児童福祉法にて待機児童50人以上で作成義務のあった保育計画となり、そこで定める保育提供区域と整合性を持たすこととされています。

今回の説明は以上となりまして、A3横の資料2-2をご覧ください。

まず、区域案の検討の前提につきましてご説明します。

近年は、認可保育所であっても、入所児童数が減少したなどにより、運営に要する経費(保育事業費、管理費、人件費など)が、運営費収入を上回り、経営が行き詰る事例があります。

児童の処遇確保には、教育・保育施設や事業が安定的に運営されることが前提となりますので、認可の判断根拠となる区域設定は、地区の動向や既存施設の状況などを総合的に勘案して定める必要があると考えております。

まず、区域設定における地理的条件、交通事情では、鏡・土佐山地域など北部の都市計画区域外の区域は、総合計画においても中山間地域として独立しております。

また、大半が市街化調整区域の春野地区は総合計画で田園地域に位置付けられており、これらの地域は、独立した区域として検討する必要があると考えております。

次に、人口、現在の利用状況については、下のひし形マークのところに平成25年度のデータを示しています。

合計16,874人の児童のうち、1号認定については、幼稚園入園児童から2,357人としています。なお、幼稚園には預かり保育利用児童など2号認定のお子さんが存在すると思いますが、ニーズ調査後の事業計画策定時に反映したいと考えています。

2号、3号認定は現在の保育所、事業所内、認可外の施設利用者10,778人とし、3号認定以外の3歳未満児が3,564人、施設未入所の3歳以上児が175人となります。

なお、これらのデータは、この右側の構成比を載せていまして、その下の表で充足率を判

断する材料としています。

その右側に、参考として、厚生労働省の外郭団体である国立社会保障・人口問題研究所による人口推計を掲載しています。

27年度から32年度ここで、10%を超える減少が見込まれていますが、区域設定に当たっては、法にありますとおり、現在の利用状況をもとに検討してまいりたいと考えております。

その下の区域案の検討に当たっては、まずここで提示している案につきまして、大街をベースにするものについては、平成25年度4月1日付けを住民基本台帳による人口となっております。学校区人口(3案、4案)は平成25年5月1日付け学年齢による人口であり、合計が異なることとなっております。それでは、その下の表1案大街の表から表の見方を説明します。

まず、左端の欄は区域となり、ここでは本市の行政区である大街を記載しています。

その右が大街別の住民基本台帳による年齢別人口となります。

その右側が1号認定と2、3号認定に分けて現在の利用状況を表しています。

まず、1号認定と記載した欄の下になりますが、各区域に所在する施設、高知街でしたら高知街に1号認定の幼稚園の施設で実際に入所している方が75人いらっしゃる。ということを示しています。

その右の施設充足率は、区域内の対象児童が、区域内の対象施設を利用できる率であり、この数値が100パーセント未満の場合は、区域の児童が区域外の施設を利用していることとなり、100パーセントを超える場合は、他の区域の児童が入ってきていることとなります。

施設充足率だけでは、区域の人口の違いにより、同じ率であっても人数が異なるため、その右に需給状況として、施設充足率を人数に換算しました。

判定としては▲で表示するマイナスとなった場合に、不足と表示し、集計しています。

現在の利用状況をベースとしていますので、合計欄では充足率100パーセント、需給状況では、端数処理の四捨五入による誤差を除きプラスマイナス0に収まることとなり、不足している区域では、現時点では他の区域の施設を利用していることとなります。

就学前児童は、小・中学校の児童生徒と異なり、徒歩や自転車での登下校ではなく、幼稚園は園バス、保育所は保護者による送迎などにより通園しておりますので、地域の施設でなく、保護者の勤務地近くの施設を利用するケースがあり、区域設定が小・中学校より広い傾向があると考えられます。

大街の区域に係る1号認定と2・3号認定を比較しますと、1号認定が0、つまり幼稚園が存在しない区域が9つありまして、一方、2・3号認定の施設は、全区域に存在することから、2・3号認定の施設充足率のバランスを見ていくと、検討をしやすいと思います。

それでは各案について見ていきます。

区域設定については、4案を提示しています。

4案のうち3案は、国の基本指針に例示されている、本市の行政区である大街と、小学校区、中学校区であり、残る1案が大街を組み合わせたものとしています。

大街、小学校区、中学校区については、資料の末尾に区域割の図面を添付していますので、ご参考にしてご覧ください。

1案は、本市の行政区である大街であり、主に合併前の旧町村の区域となりますので、区域間の人口、施設充足率にばらつきがありますが、26区域に細分化されているため、需給状況のプラスマイナスの数値は比較的小さくなる傾向があります。

次のページに移りまして、2案ですが、大街の26区域を、地理的条件や交通事情から11区域にまとめたものとなります。

4の三里、五台山、10の鏡、土佐山、11の春野を除き住民基本台帳の合計が一定のバランスがとれた形になります。

1案と比較すると、施設充足率のバランスが向上しますが、需給状況では、1区域当たりの人口が増加したため、増減幅が大きく出る傾向があります。

次の3案、4案は学校区となります。

3案の中学校区では、概ね小学校区の集合となりますが、一部で小学校区を分割する場合があります。

施設充足率のバランスは、1案と2案の間という感じになります。

次ページの4案、小学校区は、学校教育への繋ぎの意味からも検討すべき区域となりますが、41区域とかなりの細分化になり、2・3号認定で、不足、つまり区域外の施設利用が19区域となるなど、現在の就学前児童の施設利用実態と少し合わないとも考えられます。

また、小学校区につきましては、平成23年度末の御豊瀬小学校、平成24年度末の追手前小学校の廃校など、経費が変更となるケースもあります。また小学校区につきましては、概ね町単位となりますが、一部で町の区域を分割する場合があります。

数字が多く少し分かりにくいいため、次ページの資料では数値をグラフ化しました。

2-3施設充足率のグラフをご覧ください。

4案について左に1号認定、右に2、3号認定の充足率を示しています。

縦の目盛りが施設充足率で、100パーセントが目安となります。

現在の利用状況ですので、平均すると100パーセントになりますが、区域設定により過不足ができています。

区域設定をすると、100パーセントに満たない地区は施設認可となりますので、将来に渡る安定的な運営を見据えると、100パーセントからの出入りが少ないことが望ましいと考えます。

グラフの右側、2・3号認定の100%のラインからの出入りを見ていきますと、2案の大街の組み合わせが最もバランスのよい状態と思われます。

1案、3案、4案では、区域割が多いこともあって、供給過剰と不足が顕著な状況となっています。

次ページをご覧ください。

需給状況をグラフ化したものとなります。

人数単位で需給状況を示しており、区域割が少なくなるほど1区域の人口が増加し、需給状況が大きく出やすい傾向にあります。

単純に区域割りを少なくすれば出入りが減少しますが、不便ながら、遠方に通園しているケースなども入っていると思われます。

次のページには参考資料として、本市の就学前児童の状況を掲載しています。

縦を年齢別の区分、横を支給認定区分として子どもの人数を掲載しています。

2号認定、3号認定は、公費による支援の対象施設とそれ以外の施設に分けており、ここでいう公費とは保育所運営費や安心こども基金などの国費とします。

左から右に向かってみますと、左端が平成25年4月1日付けの住民基本台帳人口であり、その右1号認定は幼稚園入園児童です。なお、2歳児の9人は満3歳児となります。

次に保育を必要とする3歳以上児である2号認定ですが、公費対象施設が保育所、地方裁量型認定こども園、認可外運営支援事業の対象施設となります。

公費対象外施設は、認可外保育施設であり、市単独で一定の基準を満たす認可外保育施設に運営支援をするほのぼの保育事業の対象施設を含みます。

公費対象外施設の中には、新制度で基準を満たさず、認可が困難な施設もあると考えられます。

また、右端の市内施設未利用は、特に3歳児以上では、家庭で保育するお子さんのほか、届出が不要な市内施設や、市外の施設を利用しているケースが考えられます。

区域案の資料では、あくまでも現在の利用状況として1号～3号認定の子どもの人数を挙げておりますが、中には、新制度での認可を受けられない施設にいるお子さんや、市内の施設を利用していないお子さんがいらっしゃることになります。

最後になりますが、事務局としましては、区域設定のベースは、今後の変更等が見込まれない大街の区分によるものとし、就学前児童の施設等に係る区域としては、利用実態から大街の組み合わせが望ましいと考えております。

なお、利用実態からは、学校単位で設置している放課後児童クラブは小学校区での検討が重要になってくると思いますし、また、地域子ども・子育て支援事業では、広域での利用実態に合わせて検討する必要があると考えております。

以上で教育・保育提供区域の説明を終わります。

(有田会長)

ありがとうございました。非常に聞き慣れない言葉が多くて、我々が理解しづらいことも随分ありましたけれども、要はそれぞれの地域に必要な施設が確保されるのかをどの様に決めていくかをおさえていけばよいのでしょうか？

(保育課 山崎補佐)

教育・保育提供区域はこの事業計画の需要と供給の根拠となる区域になりまして、すべて区域の中で見ていくということになります。事業計画が出来た後の運用の方では、施設側から認可の申請があった場合基準を満たしておれば、区域の中の供給・需給状況を見まして、供給過剰でなければそのまま認可という様になっております。

(有田会長)

必要な子どもさんに対して必要な施設があるかどうかを見ていく為のおおきなくりに

なっていくと思いますけれども、事務局の提案につきましてご質問ありませんでしょうか？

(宮地委員)

これは、現状の報告ということと、1号認定ということは今現在、幼稚園に来ているということで、幼稚園に来ていて2号認定もしくは、認定こども園の中で3号認定が出てくるけれども、それから、市外に出ていっている分につきましては、カウントはどういう風になっているのでしょうか？それと、これが基本になるという説明でございましたが、今の利用状況で決定ということでは、そのために、ニーズ調査をされると思うのですけれども、今後の希望というところも勘案されてエリア的な部分、特に私立幼稚園の現在の来ている分を考えれば、非常に広域で来ている部分がある、その辺はどういう風にお考えなのかお聞かせ願えればと思っております。

(有田会長)

ご自分のお子さんが、保育園・幼稚園に行っているとイメージが分かりやすいと思いますが、前回の復習でいえば、1号認定は幼稚園に行っているお子さん、幼稚園に行っていて預かり保育を利用しているお子さんは2号認定、保育所での3歳以上のお子さんが2号認定、3号認定は認定こども園での0～2歳のお子さん、保育所での0～2歳のお子さん。それを踏まえた上で、宮地委員が言われました、幼稚園に通っているお子さんについて、広域で行っているお子さんがいる中での調査についてどの様にお考えかということによろしいでしょうか？

(宮地委員)

現在の施設利用は関係ないです。何号ということは。要は就労しているかどうか？ということ。幼稚園に来ているから全て1号認定ではないということで。施設のカテゴリーではないということです。

(有田会長)

失礼いたしました。ではそのところ事務局からよろしく申し上げます。

(福祉事務所 松村所長)

まず、ここの数字は現在の利用でやっております。区域設定をニーズ調査をする前に決めていかなくてはならない。実際ニーズ調査がここを利用する方の人数になります。エリアの中の施設が供給することになります。需要と供給のバランスがあります。現状の中での参考という形で挙げさせていただいております。何も情報が無いところで簡単にエリアを決めていくということが難しいですので、幼稚園につきましては、2号認定であるとか3号認定であるとか、そういうことにつきましては現状はなかなか把握が難しくございますし、実際的に保育園の運営につきましては学校のように校区がございませんので西から東まで、ど

こへ行ってもかまわないということですので、その現在の利用だけでそれをそのままこの数字を使うという話ではございませんので、この数字を参考にして区域を設定する為の案です。

(有田会長)

ニーズ調査をした後に区域設定を変えるということも考えられますか？

(福祉事務所 松村所長)

ニーズ調査を区域ごとに集計をしてもらわなくてはなりません。もう一度、それをやるとなかなか難しいことはあります。ひとつは今日これを出してすぐにこの区域でいきましょう。という話はないと思いますので、大街の所での集計をニーズ調査ではさせていただいて、大街で集計して大街をひっつける形で区域を設定していく方向で決めていただければニーズ調査についてはスムーズにいくし、あとで組み合わせをこの会でもう少し時間をかけてやっていくことにはなります。

(有田会長)

今日の取り決めは、ニーズ調査の為の区域設定と考えていいのでしょうか？

(福祉事務所 松村所長)

ニーズ調査をする前に区域設定をまずしていくということが基本になります。そうしないと、調査した後に修正をしてしまいますと、膨大な時間がかかりますので区域設定を先にしていかなければならないということです。

(小野委員)

区域設定というところで、自分の住んでいる地域以外の所に、他地域から通っておられる方がこれを見たら沢山おいでるんですね。そのニーズというのは、これから後で検討に入っていくと思いますけれども、そこまできちんと聞ける様なアンケートになっていましたか？なぜ自分の地域でない別の地域にお子さんを通所させているのか？というのをその辺りの事情であるというのが、保護者が選択の決定に至るまで、どういう状況なのかということまで、大街の組み合わせで区域を決定するのであればその区域で、どれだけの人数がいるのか判断するのであれば、これではとても片手落ちな様な気がするのですが。その辺りを、どこまで把握されるおつもりなのかをお伺いしたいです。

(福祉事務所 松村所長)

確かに保育所・幼稚園・特に幼稚園は広域で入所されている方、市外も含めてですが、保育所も校区がございませんので、ある方は自宅の近辺、またある方は通勤経路の途中、ある方は希望の施設に入れなかったから通勤経路の近辺にという方もおいでるかと思います。その方お一人お一人に何処に行っていますか？と調査するとかなり難しいですので、ある

一定の数字、両方相互に利用しているから、ということで一定の数字をまとめていこうというところでございます。先程の説明の中で、必要量が供給を超えていたら必ず認可しなければならない、とありました。反対に供給過剰なら認可しなくてもよい、という解釈をすることも出来ます。ただし、そこに必要であると市町村が判断すれば、認可しても良いという裁量的な部分があります。100%のニーズを把握するのは難しいことでございます。それでしたら、全員の方のアンケートを取って全て書いていただいてそれを全部集計する形になりますので。これだと、話は進みませんので、統計的な数字、それを元に、市の状況も踏まえながら、計画を進めていこうというところですよ。

(宮地委員)

今のご説明の中で、保育所はそれでいいのだと思います。1つ落ちているのは、教育の質ということ、どういうふうに子どもを育てたいか？そこに合った園を選ぶという選択があるかと思えます。今の子ども・子育ての中で量が確かに大事な部分ですけれども、これとリンクして、質というものを向上していくことが大きな議題になっていますけれども、これだけ打ち出していくには大変な作業があると思えますけれども、それと同時に現在の状況だけで判断しない、と。その為にニーズ調査がある。それは無作為抽出をするということにより全員がやらなくてもいい形を少ない数でやろうとされているのであって、全員を聞いたって結局は分からない、その後の希望については変動もあります。その辺で1点確認させていただきたいのは、どうも前回の会で「幼稚園の事が少なくないですか？」ということを申し上げました。それは、今回もご説明がありましたけれども、保育所はこうなっていますよと調べられて数は出ていますけれども、幼稚園の分はここに挙がらない。国がやっているのは、文科省と厚生労働省がやりながら内閣府が中立的な立場でやっている。実際に事務局で進められているのは、今、保育課が進められている、子育て支援課がある。そうすると幼稚園の方は事務局サイドでやってくださるのはどこなのか？という辺りが若干懸念いたしております。あともう1点、ニーズ調査に基本指針とありまして、ちょっと確認させていただきたいのですが、すべての子どもや子育て家庭が対象である、それから家庭教育が原点であり出発点である。父母・その他の保護者は子育てについて第1義的責任を有すること。子どもの最善の利益の観点というこの4つがしっかりと基本となった上でのニーズ調査になっていく、要はどの様な子育てをしたいのか、というのが出発点になろうかと思えますので、是非ともその辺りを勘案していただいて、今の状態がこうなっていますのでこれで決めますよという形に聞こえてしまったので、その辺で柔軟な対応をしないといけないとニーズが非常に変化にとんでいたら、それは難しいのではないかなと思いますし、このエリアはやったらここしか行けないみたいな、これ本当に自由度が無くなる、という感じを受けましたので教育の自由・選択の自由これは非常に大事なことではないのかな？何処に子どもを預けたいのか？是非その辺りを高知市は公立幼稚園1つがあるだけでございますので。ただ私立幼稚園がこの制度改革で1番変わらなくてはならないのです。公立幼稚園も保育所もさほどの変化はない。私立幼稚園は4つの形に変わっていかなければならないというふうな制度設計だと思うのです。その辺で是非、私立幼稚園の中に2号認定の子がおり3号認定の

子がおり、その他の分の子があり。その辺りを調べていただいてこの場に出せる様にしたい。要望が長くなりました。なお基本指針は今言った4点はそういうことでようございませうか？その辺りの確認もさせてください。

(有田会長)

基本指針が一番の基礎となって決められていくことだと思いますので、そこは委員の中で共通理解する必要があると思いますのでよろしくお願いします。

(福祉事務所 松村所長)

元々すべての子どもに対する良質な学校教育・保育・子育て支援を行っていくとした基本指針を基に進めていこうというところで国が出してきたニーズ調査のひな形でございます。区域設定をしたから、そこにお子さんを預けなければならぬという学校的な考え方は全くございません。区域設定をするのは、ニーズ調査をした中で需給のバランスをみて、そこに施設があるなら施設を建てていこう、そういった判断をする為で、後は保護者の方々が個々の利便性とお子さんの成長を考えながら選んでいくということは変わらないのであって、区域設定というのはその過不足を見ながら計画的に認可をしていくものです。確かに、幼稚園につきましては認可権限がございませんので、精一杯のデータは拾ってきているところです。

(保育課 山崎補佐)

グラフの資料の後ろのところに就学前児童の状況というものがありまして、その下に備考がありますが、1号認定のところに仮に幼稚園の子どもさんを入れさせていただいておりますが、そこに預かり保育を利用している2号認定のお子さんがあることは分かっておりますがその数が分からないので具体的に2号認定には反映していないという状態ですが、この表については、平成25年度当初に本市児童が現に利用している施設を、新制度での支給認定区分に当てはめたものであり、実際の支給認定区分とは異なるという形になります。あと2つ目のところですけども、公費の部分といたしましては保育所・幼稚園型認定こども園・地方裁量型認定こども園・認可外運営支援事業対象としておりまして、幼稚園型認定こども園につきましては、3・4・5歳児と満3歳児が1号認定のところに数字を入れておりまして0・1・2歳児につきましては3号認定のところに数字が入っております、なおかつ公費が入っているというところに人数として挙がっております。

(有田会長)

いま現在、子ども達が行っている所についての基本的なものが確保されるのかということをおさえておけば良いということですね。現在行っている保育所・幼稚園・認定こども園など、ご家庭の方が選んでらっしゃる状況が確保されるという形でこれからも考えていけばいいということでしょうか？

(伊野部委員)

区域設定についてのお話でして、4つの案が示されております。それぞれいいところもあれば、悪いところもあると思いますが、これをあまり細かくしてしまいますと、施設認可に関わることで、その地区内で年齢構成が変わったりするとすぐ変わってくるという弊害が起こってくるし、例えばうちの保育園はフジグランの裏にあるのですが、その卒園児は朝倉小学校・朝倉第2小学校・鴨田小学校・神田小学校という所に行っています。そういったことを考えれば、第2案が私は、今考えるのには適当ではないかと思えます。それぞれの園が小学校みたいに決まっていますので、近隣の色々な小学校に行かれるそれが大抵と一致していない部分がありますので、出来れば今後のことも考えれば私は第2案がいいと考えています。

(有田会長)

伊野部委員からは第2案がいいだろうというご意見でしたけれども、実際ニーズ調査をした後でご提案いただくということでよろしいでしょうか。

(福祉事務所 松村所長)

そうですね。実際にニーズ調査をした後、やはりもう1度、第2案ならば第2案を見直したいとございましたら、ニーズ調査自体を先ほど申しました大抵単位で集計させていただきたいと思えます。そうすれば、大抵を足したり・引いたりするのは簡単に出来ますので。これを、小学校区・中学校区にしますと、この道から東・西で校区が変わったりしますのでなかなか把握が難しくなります。大抵単位でニーズ調査をさせていただきたい。そうすれば、どの様な区域設定にするのは、結果を見ながらやらせていただきたいと思います。

(宮地委員)

是非、いま現在来ている分だけで見ないでいただきたい。大抵単位で1回集計する分にはいいのですけれども、引き継がれない様に是非していただきたい。というのは私立幼稚園は人数の増減があります。その増減があるのを今の分でカウントするのかそれとも認可時の認可定員でいくのかということになってくれば、認可定員と大きく現在人数が離れているという問題が出てきます。だからもう少し、幼稚園のほうを是非とも先に仕上げさせていただいて、それを併合してやっていただきたい。この大抵区域で1つの計算をしていくというのは、なかなか基盤がないと出来ないと思えますけれども、それは結構でございますが、ただそこをベースにして考えるのではなしに、というのは今の状況だけではなくて、そのニーズ調査をしていく上で将来どうしたいのか？という様なことが加わってくるはずですし、高知市の保育所は広域入所は行っていませんよね、よその市町村と。私立幼稚園はそういうことがございます。そのあたりも調整しながら、県も入りながらでしょうけれども、そういうこともやっていただかないと、私立幼稚園が成り立たなくするものではないはずですが。そうでないと教育機関であり質を提供している私立幼稚園が無くなってしまわないかということがございますので、そのあたりが差しさわりのない様に、量も大事ですが質が

絡んでおりますので、是非ともそこを考えていただいて、いわゆる集計をする為のブロックであるという風に考えさせていただいてもよろしいでしょうか？是非そうしていただきたいとお願いをしたいところです。

(福祉事務所 松村所長)

保育園と幼稚園の中で質というのは当然やっていかななくてはならないということです。ニーズ調査の集計につきましては先ほど申し上げました大街単位で集計をさせていただきたいというのがございます。

(有田会長)

今日決めることは、ニーズ調査は大街単位でやっていくということですね。ニーズ調査によって区域割りを、教育・保育提供区域についてはその後考えていくということによろしいでしょうか？あくまでもニーズ調査の為の決定ということで次に進めていきたいと思いません。続きまして議事の(2)ニーズ調査票について事務局の方から説明をお願いします。

(子育て支援課 光内)

ニーズ調査についてご説明をさせていただきます。

今回のご説明に関係する資料としましては、事前にお送りさせていただきました資料「高知市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の概要」、「高知市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」と書いてあります調査票と合わせて、本日お配りしました「資料3」「資料4」「資料5」でございます。

それでは、まず、事前にお送りいたしました「高知市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の概要」を見ながら、現在、高知市の方で想定しております概要についてご説明をさせていただきます。

今回のニーズ調査ですが、市町村が実施主体となる子ども・子育て支援新制度における事業計画を作成するにあたって、幼児期の教育・保育・子育て支援事業の現在の利用状況及び今後の利用希望を調査することを目的としており、調査対象は就学前児童、0歳～5歳の子どもさんがいる世帯、5,100世帯を対象とします。備考に記載しておりますが、高知市における就学前児童は約17,000人弱であり、そのうちの調査数5,100人、想定回答率50%の調査というのは、統計学的にも十分信頼のおける調査設定になっているとの回答をいただいております。

調査は、調査票の送付・回収ともに郵送にて行い、結果の入力から集計・分析については、今後選定を行う委託業者と共に高知市が行ってまいります。なお、調査票の中身につきましては、後ほどご説明させていただきます。

調査に関連するスケジュールにつきましては、今回の子ども・子育て支援会議後、いただいたご意見を元に調査票を作成し、11月には調査を実施します。

調査結果のうち単純集計については12月末までに県への報告が必要であることから、調査を含めて一覧表に記載のスケジュールでまいりたいと考えております。

なお、こちらのスケジュールのうち子ども・子育て支援会議につきましては、今回のニーズ調査に関連する部分での予定回数となっており、ニーズ調査関連以外で別途、会議の開催が必要となる場合がありますことを申し添えさせていただきます。

また、備考のうち放課後児童クラブに関する設問についてですが、今回の調査における対象者は0歳～5歳であることから、小学校就学前の子どもさんに関する放課後児童クラブの利用希望については今回の調査票にて調査を行い、現在の利用児童である小学生に対しては、別途、教育委員会の協力を得ながら調査を行ってまいりたいと考えております。それらにつきましては、私の説明が終わった後、教育委員会からご説明させていただきます。

概要については以上です。

続きまして、事前にお送りいたしました「高知市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」と書いてあります高知市の調査票案につきましては、「資料3」と「資料4」を利用しながらご説明させていただきます。

こちらの調査票につきましては、前回の会議にてお配りさせていただきました、国からのひな形である「ニーズ調査票のイメージ」に基づき、高知市で行っております具体的な施設名や制度について加筆させていただき、作成を行ったものでございます。

なお、国からのひな形につきましては、国における子ども・子育て会議において7月26日開催分まで、合計5回の審議を経た上で作成に至ったものであり、今後、市町村単位で作成する「子ども・子育て支援事業計画」において記載をしなければならない、幼児期における学校教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を図る上で必須の項目について記載がされておりますので、今回ご提示させていただきました調査票案につきましても、その趣旨に配慮した形となっております。

調査票のレイアウト等につきましては、今回のご議論にて決まる質問項目を利用し、保護者が読みやすく、回答しやすい内容になるよう、委託業者のノウハウも利用しながら作成を行っていく予定でございますので、質問の項目等についてご議論いただき、本日の会議での取りまとめをぜひお願いしたいと考えております。よろしくお願いいたします。

では、お手元に、前回の会議にて使用いたしました国からのひな形である「調査票のイメージ」と書かれたカラー印刷の調査票と、今回お配りいたしました高知市案の調査票、それと資料4をお出しいただけますでしょうか。

調査票の中身のご説明へ入る前に、お配りした高知市作成の調査票の案につきましては、国が示す「量の見込みの推計に必要な項目」がどれか分からない状況になっておりますので、恐れ入りますが、ただ今から設問番号を読み上げさせていただきますので、分かりやすいように印を付けていただき、後ほどのご検討の際に役立てていただけたらと思います。

では、必須項目の番号を読み上げさせていただきます。市が作成しました調査票をおめくりください。

3ページから、問1、問2、問4、問5、問6。5ページへ移りまして問10、問10-1、問10-3。6ページへ移りまして問11、問11-1、問11-3。7ページへ移りまして問12、問12-1、問12-2。9ページへ移りまして問13。10ページへ移りまして問14(1)(2)、問15。11ページへ移りまして問16、問17。13ページへ移りまして問21、問21-1。15ペ

ージへ移りまして問 22。16 ページへ移りまして問 23, 問 24。17 ページへ移りまして問 25。
以上、26 項目でございます。

続きまして、資料 4 を利用して、中身についてご説明をさせていただきます。

こちらは、国からのひな形から高知市案への変更点について、記載させていただいたもの
でございます。表の左の方に国ひな形における設問番号、その右隣が高知市作成の調査票の
設問番号です。変更点とその理由を記載させていただいておりますので、ご確認をお願い
いたします。

まず、表の左端における 1～12 までの番号のうち、数字に○がついている 1, 5, 6,
7, 13 以外については、国のひな形では複数の設問になっていたものをまとめたもので
すので、内容については変更がありません。今回は、番号に○がついている部分 1, 5, 6,
7, 13 のみをご説明させていただきます。

それでは、①ですが、国からのひな形では問 7, 8 として「子育てに関わっている方はど
なたですか」、「子育てに影響する環境について」といった設問がありましたが、調査票の中
で同様の設問があり、量の把握に関わる項目でないため削除を行いました。

次に資料 4 の項目⑤ですが、市作成の調査票の 7 ページ、問 12-1 をご覧ください。現
在における教育・保育事業の利用を答えていただく設問です。国のひな形においては「家庭
的保育」「認証・認定保育」「居宅訪問型保育」の記載がありましたが、高知市においては現
在行われていないサービスのため、保護者の方の混乱を避けるためにも削除を行いました。

次に資料 4 の項目⑥ですが、市作成の調査票の 11 ページ、問 18 をご覧ください。

地域子育て支援センター等の利用をしていないことについて、理由を何う質問を追加し
ました。こちらは、地域子育て支援センター等の利用を阻害している要因等について把握し、
今後の事業実施にあたっての参考にするといった目的のために追加を行いました。こちら
につきましては、その後の設問の病児・病後児保育や、不定期の預かり事業の利用について
も、制度を利用しなかった理由についての設問があるため、地域子育て支援センター等につ
いても設問を作り、揃えた形としております。

次に資料 4 の項目⑦ですが、市作成の調査票の 12 ページ、問 20 をご覧ください。問 20
として、高知市における子育てに関する情報の入手方法についての設問を追加したもので
す。問 19 の質問で、市が行っている各事業についての認知度を伺っておりますが、情報の
提供体制については、現在のかたちで良いのか、といったことについて把握を行うために追
加で質問を加えさせていただきました。

次に 13 ですが、国からのひな形では問 31 として「子育ての環境や支援の満足度」の設問
がありましたが、量の把握に関わる項目でないため削除を行いました。

国ひな形からの変更点についてのご説明は、以上でございます。

最後に、調査票に関連する追加資料としまして資料 3 をお配りしております。ご確認をお
願いたします。

調査票の 3 ページにおきまして、お住まいの地区を選択していただくようになりますが、
ご回答いただく保護者がお自分のお住まいがどの地区にあたるのか分からず、回答しづら
いといった場合がございますので、あいうえお順の住所と対応する地区を載せております。

また、議事の(1) 教育・保育提供区域にて使用しました地図、「大街界」と書いてありますが、そちらのような地図を裏面につけた形にしまして、調査票と一緒に送付し、ご回答しやすいように配慮いたします。

資料3については以上です。

私からのご説明につきましては以上でございますので、次に、放課後児童クラブに関する調査につきまして、ご説明差し上げます。

(青少年課 田中補佐)

児童クラブのニーズ調査について説明させていただきます。資料としましては本日お配り致しました資料5をご覧頂きたいと思っております。先ほども申し上げました様に放課後児童クラブに関するニーズ調査につきましては教育委員会青少年課の方で行いたいと考えております。具体的には、小学校高学年4・5・6年生児の利用規模調査をさせていただく予定としております。そのため、資料5最初のページ中間にも書いておりますけれども対象としましては3年生の利用児童の保護者の方約800人を予定しております。調査の内容につきましては、国のひな形等を参考に作成させて頂いたものですがA4・A3、1枚A4にしまして4ページ最初のページは説明になっておりますので現実的な設問につきましては3ページで行う予定となっております。調査の時期につきましては、子育て支援課のニーズ調査と同時期11月を予定しております2週間程度での回収をさせていただきたいと考えております。簡単ではございますが児童クラブのニーズ調査の説明につきましては以上とさせていただきます。

(有田会長)

はい、ありがとうございます。会議の終了日程があと30分となっておりますけれども、ニーズ調査につきましてはたくさんの項目がありますので、それぞれのセクション毎にまとめて行いたいと思っておりますので、ご協力をお願い申し上げます。まず1番のセクションについてご質問ございませんでしょうか？「お住まいの地域についてうかがいます。」この設問につきまして特にごございませんでしょうか？

(吉川委員)

吉川です。さっきの資料3を付けるのであれば、「これを見てお書きください」といった説明を付け加えてはどうでしょうか？

(子育て支援課 中城補佐)

そうですね。付け加えた方が親切だと思いますので、付け加えさせていただきます。

(有田会長)

その他ございませんでしょうか？では、2番にあってよろしいでしょうか？

《お子さんとご家族の状況についてうかがいます》このセクションについてご意見ご質問ご

ざいませんでしょうか？

(吉川委員)

国の方は宛名のお子さんを書いてあります。そうしないと、どのお子さんが分からなくなるのではないのでしょうか？省いた理由はということなのではないのでしょうか？

(有田会長)

理由はございますか？

(子育て支援課 中城補佐)

逆に宛名は省いた方が分かりやすいかなと思いましたが。

(吉川委員)

お子さんが2人3人いらっしゃった場合は。

(子育て支援課 中城補佐)

はい。国のひな形のように戻して「宛名のお子さん」と限定する形で調査票を整理させていただきます。

(有田会長)

他にございませんでしょうか？

(筒井委員)

問3の質問の中に生年月日となっておりますが回答は月までとなっております。日はいらないのではないのでしょうか？

(子育て支援課 中城補佐)

はい、単純な間違いです。申し訳ございません。日を取りまして生年月として調査をさせていただきます。

(有田会長)

他にございませんでしょうか？では3番目《子どもの育ちをめぐる環境について》こちらにご意見ご質問ございませんでしょうか。はい、神家委員。

(神家委員)

問7・8の関係ですが問7は、複数選択可だからだと思いますが【当てはまる番号すべてに○】と書いてあります。しかし問8の方も複数選択可になっていますが【当てはまる番号すべてに○】が抜けているのではないかと思いますがいかがでしょうか？

(子育て支援課 中城補佐)

申し訳ございません。そこは抜けておりますので問7・8につきまして問7と同じ様に訂正させていただきます。

(吉川委員)

問7につきましては【当てはまる番号すべてに○】とありますが、左側は番号に○ですけれども右側はアイウエオに○を付けるので、【番号だけに○】ではないですよね？

(子育て支援課 中城補佐)

そうなります。番号でなくて、【当てはまるものすべてに○】になります。

(有田会長)

他にございませんでしょうか？では4番目《父親の就労状況についてうかがいます》ここにつきましてご意見ご質問ございませんでしょうか？

(吉川委員)

問10ですが、お父さんのところに産休はあっていいのでしょうか？お母さんのところにはあってもよさそうですが。

(有田会長)

表記の仕方についてですね。

(吉川委員)

療休とかそのようなものは。

(福祉事務所 松村所長)

すみません。お父さんの産休はないですね。育休はあっても産休はないです。

(有田会長)

では療休は？

(福祉事務所 松村所長)

療休はあります。

(有田会長)

では療休をいれていただく。

(吉川委員)

それから、「など」とかいてもいいのではないかとと思いますが。

(有田会長)

4 ですか？

(吉川委員)

2 です。2 の回答の「産休・育休～」で、1 の回答は「～契約社員など」と書かれておりますが。

(有田会長)

制度上なにかありますか？

(福祉事務所 松村所長)

「など」をいれておきます。療休・育休・介護休業中などということ。

(有田会長)

他に気づかれたことはございますか？では5番目の《母親の就労状況についてうかがいます》についてご意見ご質問ございませんでしょうか？では6番目《お子さんの平日の定期的な教育・保育事業の利用状況についてうかがいます》についてご意見ご質問ございませんでしょうか？

(神家委員)

問 12-5 ですが「理由としてもっとも当てはまる番号すべてに○を」となっていますが，“もっとも”だと1つになりますが単一選択なのか複数選択なのかで文章が変わってくると思います。

(有田会長)

この意図についてお答えください。

(子育て支援課 中城補佐)

これは，“もっとも”がいらないと思いますので削除させていただきます。

(岡林委員)

問 12-3 ですけども、もう少し細かく聞くような質問に変えていただくようにしていただいて、交通手段とか時間とかあるいは地域とかそういうふうに具体的に聞いていただいたほうがいいかな？と思います。漠然と高知市内・市外ではなくて大町や、交通手段・時間等を含めた形でご検討頂けたらと思います。問 13-1 も同じです。

(有田会長)

問 12-3・13-1 について具体的なところの地域や時間の設問が必要ではないか？という意見が出ておりますがいかがでしょうか。

(子育て支援課 中城補佐)

そうですね、最初の設問である問 1 の回答に「大街」を入れていくようにすれば、こちらに今現在通われているか？それからどちらに通いたいのか？がより明確に出てこようかと思しますので、その回答を入れていく方向で検討させて下さい。

(宮地委員)

問 12-1 で家庭的保育・居宅訪問型保育・認証保育施設について削除したとはお伺いしました。無いのでということで。ただ問 13 では家庭的保育・居宅訪問型保育が出ておりますけれども、整合性はいかがなものですか？それともう 1 件、問 12-5 で“もつとも”を削除という話になりましたけど、“もつとも”を削除すると複数回答を求めることになるのではないかとと思いますが。お聞かせください。

(有田会長)

問 12-1 で削除した家庭的保育・居宅訪問型保育についてですね。

(宮地委員)

国の調査票ではありましたよね？

(保育課 山崎補佐)

保育課山崎です。問 12-1 で削除したものが問 13 に残っている状態であるということですので、選択肢は残しております。問 12-1 では「現在の利用状況」を伺うものなので、現在無い施設については除外しております。問 13 におきましては今後、新制度の中で対応が考えられる施設といたしまして、まだ基準等について決まってない部分もありますが、今後の利用希望を聞くという意味もありますので、選択肢は残しております。

(宮地委員)

それでいいのか？という質問ですけれども。分かりました。

(有田会長)

その施設についてのニーズを調査するというのは、高知市においてそういう施設をこれから考えていくということよろしいですか？

(保育課 山崎補佐)

ニーズ調査の中で、そういった施設に対するニーズを把握させていただいて、事業計画の中に反映していくという形になっておりまして、市として今これをやりたいということではなくて、保護者のニーズがどういったものを調べていくものであります。

(有田会長)

ニーズ調査というのはきっと高知市の方針があっただしているのもあるのだろうと思いますが、市としてこういったお考えのもとでこれからもニーズ調査を始めていくということよろしいでしょうか？

(保育課 山崎補佐)

進めていきたいといいますか、新制度において提供出来るサービスということですので、そのご希望があればそれについて検討していくということです。今ないものを計画から外すとか、そういうことではございません。

(有田会長)

宮地委員もう1点は？

(宮地委員)

問 12-5 は1つだけ選ぶのか、複数選ぶのかどちらなのでしょう？

(子育て支援課 中城補佐)

複数で選択していただくようにしますので。【複数選択可】ということで括弧書きで記載させていただきます。

(吉川委員)

問 13-1 で高知市内・高知市外利用したい場所とありますけれども、その理由についても書いて頂けると。仕事場に近いか実家に近いか、あるいは別の地域に行っている場合、その保育園の評判がいいからとか、そういう選択肢をもう1問作って頂くと、どういう動向で保護者が選んでいるのかが、まあ大体は分かっていますけれども、そういう割合が分からないものかと。

(子育て支援課 中城補佐)

はい。そこも前向きに検討していきたいと思います。

(吉川委員)

分析は難しいと思いますけれども。

(子育て支援課 中城補佐)

そこの選択肢は難しいところもありますが、今すぐ即答というのは難しいので宿題という形で。

(筒井委員)

問 12-5 ですけども。色々選択肢がありますけれども、1・2・3 がどちらかという
と利用する必要性がないという感じをうけます。1 だけに「利用する必要性がない」と書かれて
いますけれども、1 の選択肢を、例えば「子どもの教育や発達のために利用する必要性がない
」と「子どもの母親か父親が就労していないから利用する必要性がない」とか並びを良くし
た方が、なんだか1 だけ「利用する必要性がない」と言っているのでは、重複しているな？とい
う気がいたします。

(子育て支援課 中城補佐)

筒井委員さんがおっしゃったのは、選択肢を2つに分けるという理解でよろしいでしょ
うか？

(筒井委員)

分けなくてもいいのですけれども、1 番だけ利用する必要性がないとはっきり書いていま
すけれども、2・3 も理由を考えてみたら利用する必要性がないととれます。4以降がどちら
かという利用したいけれども利用できないと並んでいますので、1 だけに利用する必要
がないと入れるのか全部に入れるのか入れないのかを統一した方がよいかと思えます。

(子育て支援課 中城補佐)

はい。分かりました。1・2・3 はそういった形で揃えさせていただきます。

(小野委員)

すみません細かいようですが、問 13 で先ほど宮地委員がおっしゃられたのに加えてです
ね、これだと“今後”というのを、例えばお子さんの平日の教育・保育の事業として“今後”
定期的に利用したいというのを入れれば今のことではなくこれから先のことであるという
ことがもうちょっとはっきり分かるのではないかとと思えます。

(子育て支援課 中城補佐)

はい。「今後」が定期的の前に入ったほうがこれから後のことが分かりやすくなるのかと
思えます。“今後”という文言を入れさせていただきます。

(伊野部委員)

先ほどからでています問 12-5 ですが1 番の「子どもの教育や発達のため」はいりませ
るか？「発達が大事だから幼稚園・保育園は行かさない」ということになりますよね。幼稚園
や保育園に行ったら発達しないのでしょうか？という風に受け取らないのでしょうか？わざ

わざ子どもの教育や発達のためと書く必要が理由の中にあるのでしょうか？

(子育て支援課 中城補佐)

国のひな形をそのまま持ってきているので、そこまで踏み込んだ検討が不十分でしたので、そこはまた検討させていただきます。

(小野委員)

それについてですが、あえて私は入れておいた方がいいのではないかな？と思います。そういった方がいらっしゃらないという断言はできないので、そこに○を付けるのであれば、なんらかの理由があるというふうに考えられる判断材料になると思いますので、0であってほしいです。ここに○がつかないことを希望しますが、あえて例えば2つに分けるとかした方がもっと明確になるのではないかと思います。

(子育て支援課 中城補佐)

はい。分かりました。では検討させていただくということで、よろしくお願いします。

(神家委員)

問13と問12-1に関係することでもありますが、それぞれの施設の説明の内容についてですが、回答される方にとってそれぞれの施設がどのような特徴・利点があるのかというところですね、この説明だけでは不十分ではないかな？という気がいたします。例えば保育料などについて、何か足りないのではないかと思います。表紙の裏側に(用語の説明)がありますが、そこには認可保育所の説明として、2つ説明がありますが、どこかに施設の詳しい説明とかがあってそこを参照できるようにしておけば内容が分かりやすいのではよいかと思いますが。回答された方がこの施設はどういった施設なのか、この説明で皆さんが分かればいいですがちょっと気になりますので、変更出来たらと思います。

(有田会長)

この説明では少し分かりづらい方がいらっしゃるのではないかな？ということですがいかがでしょうか？

(子育て支援課 中城補佐)

検討させていただきます。先程、説明させていただきましたけれども、専門の業者にも入っていただきましてレイアウト等も検討させていただきますので、そこで字数が増えたとしても親切にした方が答えやすいであるとか簡便に行った方が良いのか、ということについて検討させて下さい。

(有田会長)

その他ございませんでしょうか？では7番の【お子さんの土曜・休日や長期休養中の「定

期的」な教育・保育事業の利用希望についてうかがいます。】についてご意見・ご質問ございませんでしょうか？

(宮地委員)

たくさん出てきますけれども、【すべてに○を付ける】、【複数回答可】どちらかにまとめていただきたい。その方がアンケートを答えていくのに余計な気を使わなくていいのかな？という気がします。それから、問 14-1・問 15-1 の 4 に息抜きのためとありますけれども、国の方も息抜きのためとなっていますけれども、なにか息抜きのためと書かれていると。せっかく P. 15 の 10 ではリフレッシュという言葉を使っているのですけれども、あまり息抜きのために○を付けるのは結構勇気がいるのではないかと思いましたので、リフレッシュはどうでしょうか？

(有田会長)

回答の表記を同じにしてはどうかということと、問 14-1・問 15-1 の表記をリフレッシュにしてはどうかというご意見ですが。

(子育て支援課 中城補佐)

全体の設問等の統一性についてはまた精査させていただきます。問 15-1 につきましてはリフレッシュという言葉を使いたいと思います。

(宮地委員)

問 14-1 もお願いします。

(子育て支援課 中城補佐)

はい。リフレッシュということで。ありがとうございました。

(有田会長)

他に無いでしょうか？では、8 番の【地域の子育て支援事業の利用状況についてうかがいます。】についてご意見はございませんでしょうか？

(宮地委員)

問 16 について、地域の子育て支援センターの利用を伺う質問では、国は「宛名のお子さん」となっているのですが「宛名の」を取ってしまっているのでしょうか？

(子育て支援課 中城補佐)

ここも外しましたけれども、元に戻して国のように「宛名の」という形で子どもさんを限定させていただきます。

(宮地委員)

問 18 のところに、その他があるのでいいけれども、意外と高知の場合には「駐車場がない」ということが行かない理由になるのではないかと思いますけれども、それを加えるのはいかがでしょうか？検討していただければ結構でございます。

(子育て支援課 中城補佐)

はい。検討します。

(有田会長)

他にございませんでしょうか？では9番【お子さんの病気の際の対応について、うかがいます。】についてご意見ご質問ございませんでしょうか？

(神家委員)

レイアウトの問題になりますが、問 21-1 の「病児・病後児保育事業」について、事業の説明が次のページに書かれていますが、せっかく説明が参考としてあるのであれば、「次ページに参考があるので」等の指示をしてあげればよいのではないかと思います。

(有田会長)

レイアウト等で変わってくると思いますが、全体が見やすい形で。

(子育て支援課 中城補佐)

はい。分かりました。全体が見やすい様に配慮させていただきます。

(宮地委員)

問 21-1 の2 “利用したいとは思わなかった” を右の方にあってアイウエオで書いてあるところでキが“その他”でクが“特に理由はない”とありますが、その他は1番最後でいいのではないかな？と“その他”があつてまだクがあるのはあまりないと思いますがいかがでしょうか。次にファミリーサポートセンターを問 21 で利用区分から外しているのはなにか理由があるのでしょうか？それと、問 21-1 で地域住民等の設問を外しているのはなにか理由があるのでしょうか？

(有田会長)

2点お願いします。

(子育て支援課 中城補佐)

はい。まず、最初にご質問いただいたキとクの順番ですがここは入れ替えさせていただきます。それとファミリーサポートセンターを除いているのは高知市で現在、実施をさせていただいています事業では病気のお子さんについては対応をしておりますので外させてい

ただいております。

(有田会長)

もう1点ありましたね。

(宮地委員)

問21-1で地域住民等というのが国の方であったと思うけど。

(子育て支援課 中城補佐)

同じ理由で事業として行っていないので外させていただいております。

(有田会長)

その他ございませんでしょうか？では10番のセクションでご意見ご質問ございませんでしょうか？

では。問24で国の方にもありましたが“仕方なく子どもだけで留守番をさせた”とありますけれども。幼児だけを家においておくのはかまわないのでしょうか？

(子育て支援課 中城補佐)

幼児だけをお家に置いておくのはよろしくありません。

(有田会長)

国は書いていますよね。

(子育て支援課 中城補佐)

とりあえずそういう実態もあるのではないのかというところに入れております。そこは厳密には良くないところですが。

(有田会長)

高知市が書いてしまうとこれも良しとみるのかな、という雰囲気を感じますが。

(福祉事務所 松村所長)

法に抵触する様でしたら削除いたします。

(有田会長)

こちらは検討ということで。他にございませんか？11番のセクションでご質問ご意見ございませんでしょうか？

(岡林委員)

障害児の事は障害者計画で、ということで今回省くと聞きましたが、市立養護学校と附属養護学校で同じ放課後における児童クラブを障害者施策の中で実施しております。別途事業者として、私共の方でも障害者自立支援ということで同じ目的の事業をやっているのですが、特に特別支援学校の児童クラブについての調査を選択肢の中に入れていただいて、後の調査の中でお願いできないかな？というのが一点です。養護学校の方は利用料が夏休みも高くして利用しづらいという声を聞いておりますし、今すぐということは難しくても、調査・研究を合わせてお願いできたら、というものです。

(子育て支援課 中城補佐)

検討させていただきます。

(有田会長)

その他ございませんか？12番についてご意見ご質問ございませんか？

(宮地委員)

12番のセクションですが、「すべての方に」が入ったほうがいいのではないのでしょうか？

(子育て支援課 中城補佐)

はい。その様にいたします。

(有田会長)

その他ございませんでしょうか？

では、全体を見て何かご意見ございますでしょうか？

(中西委員)

問31を削除されていますが、この設問は現在の子育てに関する利用状況・今後の量の把握に関係無いので、という理由でしたが、現在の利用状況を把握する上で満足度は知っておく必要があるのではないかなと思うのですが。高知市として色々な施策を行っている中で、市民がどう思っているのかを問えるせっかくのアンケートですから是非残しておいて、5年後に比較していただきたいと思いますがご検討をお願いします。

(有田会長)

削除した内容につきまして、検討していただくということでよろしいでしょうか？ぜひ入れていただきたいという要望です。

(宮地委員)

1ページ目ですが、制度が変わっている事の周知についてですが。お父さんやお母さん達

は知っているのでしょうか？突然訳のわからない調査が来たとなると、回答率 50%を下回るのではないのでしょうか？私立幼稚園が変わりますよ、と。制度が変わってくるのはこういう理由で。ということについて制度変更のアピールが弱いのではないかな？と感じます。こういう形に変わりますので出来るだけご協力してください、という様にさせていただきたいというのが1点でございます。2点目に先ほど確認させていただきました基本指針のことで保護者が第一義的な養育者であると子どもの権利条約に加盟しているところからできています。それから最善の利益も。となると、「子どもをどの様に育てたいのか」を是非聞いていただきたい。例えば問9の前に、子どもをどの様に育てたいというところを聞いていただいたうえで、問9でどの様なサポートがいるのかということを知る。人に任せるだけでいいのか・施設に任せるだけでいいのかという第一義的な部分を確認する部分が欲しいなということと、もう1つ質の部分となると語弊があるかもしれませんが、小学校入学前の教育を受ける必要があるのかないのか？また小学校入学前の教育を受けさせたいのか受けさせたくないのかを是非聞いていただきたいと思います。

(中西委員)

内容ではないのですが、アンケートの回収率、子育てしているお父さんお母さん大変な時に23ページほどのアンケートをしてくれとなったら「これはおおの…」というふうにはならないでしょうか？そこの所をどうやってPRしていくのかという取り組みをしっかりとやっておかないと多分失敗に終わるのではないかな？と思います。私にも国からアンケートが色々来るんです。その度に「おおの」、と。時間がいっぱいある私が見ても嫌なのに。一つは広報、保育園・幼稚園など子どもさんが通っている場所へのアピールをお願いしたい。

(有田会長)

これから高知市の子育て支援の1番大事な基本調査になるわけですので、これをしていくうえで、広報をどの様にしていくかということにつきまして、また十分をお願いしたいと思いますけれども、私自身もこれが単なる量の調査で終わってしまうととんでもないことになると思いますので、この調査が何の為にという事が分かった上で書いていただく必要があると思います。前回いただいた調査票の1ページ目を見たときに私自身もこんなに文字があったらやる気がしないと思いましたけども、宮地委員も言った様に、実はここに書いてある内容が、制度の中で一番重要なことが3つの○に書いてあるのです。こここのところにあって初めてこの意味が生きてくると思いますので、ここは外す内容ではないと思いますので、やはりここは1番初めに見やすい・見たい内容に工夫していただくということで、子ども・子育て支援法の基本指針の1番の要点があったうえで高知市の0歳～就学前のお子さんの給付に関わる大事な調査となるので、是非この趣旨は外さないようにして頂きたいと思います。あと皆さんが持っている保育・教育という言葉の持っているイメージがみなさんそれぞれ違うと思いますが、とりあえず国が決めた教育・保育はこういうことだということ、解釈は難しいとは思いますが、そこを一度書いておかないと教育といいますが皆さん思うのは小学校以上と思って、そこでここでの書き方も変わってくるのではないのか

な？と思いますので、そこの表記の仕方などをどの方が見ても最低限、国はこの様に取り扱いを考えているという点で書いていただきたいなと私自身思っているところです。他に全体を通してありますでしょうか？

(井上委員)

放課後児童クラブに関するアンケートですけれども、こちらのほうはざっくり分かやなくなっていますけれども、対象は800人と言われましたけど、3年生の内、全体ではどれ位の割合であるのか？ということをお伺いしたいということと、小学校4・5・6年生が利用したいと書いていますけれども、実際に実施していく事とは違ってあくまでニーズ調査ということなのでしょうけれども、小学校1・2・3年生と違って夏場はプールとか着替えとか更衣するスペースも必要になってきますし、体も大きくなってくるので、1人1人の必要とするスペースの基準が違ってくると思うんです。そういうことを考えたうえでどの様にやっていくのかな？というところと、先ほど問題になった値上げの問題にも今後利用するかしないかに関わってくるので、そういうことも入れたらよいのではないのかな？と思ひまして。

(青少年課 田中補佐)

800人が全体のどれくらいか？ということですが、3年生のおおよそ3分の1程度ではないかと認識しております。現在放課後児童クラブを利用されている3年生の人数でございます。2点目スペースの問題でございますが、確かに高学年になると低学年とは違う色々な要素が出てくると思います。その基準については、現在国の方でも検討されているところでもあります。色々な要素を勘案して検討してまいりながら進めて行きたいと考えております。それから3点目、保護者負担金の件につきましては現在、検討審議中でございますので、またそれを踏まえたうえで考えさせていただきたいと思ひます。

(有田会長)

最後に、自由記述がありますが、ここは自由に書いてもいいのでしょうか？

(青少年課 田中補佐)

はい。ここは自由にご記入いただきたいと思ひます。

(有田会長)

よろしいでしょうか？他にございませんか？

(宮地委員)

どうも途中でごちゃごちゃとして分からないことがあります。幼稚園の分を事務局としてどのくらいまとめてくれてこの場に出してくれるのか？というのを是非とも決めていただきたい。保育所サイドの情報は沢山出てきます。保育課さんが保育所のことを頑張って

出しているけれども、じゃあ幼稚園関係のデータはどこが扱ってくれるのかということが非常に分かりませんので。子育て支援課さんが内閣府にあたるのかな。厚労省にあたるのが保育課さんならば文科省にあたるのはどこなのか。是非とも明確にさせていただいて。1番変わっていく、どう対応したらいいかについて困っているのは私立幼稚園なのです。公定価格は決まらない、給付金額も決まらない中で先に需要によってどうなのか？そうするとこれは教育の選択にも大きく関わってきます。こうなっていくのだという説明がこの場でされないと、委員さんへの周知ができない部分もあると思いますので、是非ともお願いしたいと思います。

(有田会長)

幼稚園の調査につきまして事務局からご意見ございませんでしょうか？

(福祉事務所 松村所長)

新制度にあたりまして、幼稚園さんの意向調査をしなければいけません。ニーズ調査によってニーズを把握しながら幼稚園さんの意向を調査してきたいと思っておりますけれども。新制度で言いますと国の方は新幼保連携型認定こども園へ移行してもらいたいとありますので、意向調査を行ってニーズと供給を合わせていきたいと思っておりますけれども、今現在、幼稚園につきましては、市の中では教育委員会での取り扱いをしておりますので調査を調整中でございます。

(宮地委員)

是非調査ではなくて、お願いしたいのは流れとかそこら辺の説明等もしていただけたらなと思います。今、情報がこの場にでてこない。だったらここに教育委員会のかたがお座りいただくのも必要ではないかな？と思いますので、そこの辺りは前向きに検討していただけたらと思います。

(有田会長)

これから、会は続いて行くと思っておりますけれども、事務局のメンバーの中に幼稚園関係が来て頂ける様なご検討をまたお願いします。大変時間を超過いたしました。今回の協議事項は終わりましたけれども、今日いただきました意見・質問等につきましては調査票の作成や調査のほうに反映をしていただきたいと思います。今後の高知市子育て支援の推進に向けました取組みをよろしくお願いします。委員の皆さま活発なご意見をありがとうございました。

(子育て支援課 森課長)

委員の皆さま本日は大変長時間にわたりまして熱心なご協議ありがとうございました。以上をもちまして平成25年度第2回高知市子ども・子育て支援会議を終わります。なお次回以降の会議の開催予定につきましては現在のところ未定ではございますが、国の会議の

動向も注視しながら、必要に応じまして会議を開催してまいりたいと考えております。今年度当初より若干開催回数が増えることも想定されますが、委員の皆様におかれましてはご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。それでは委員の皆様、本日はありがとうございました。お気を付けてお帰りください。

(子育て支援課 中城補佐)

すみません。1点だけよろしいでしょうか？今日、検討課題ということで、調査票の中で宿題でいただいた分ですけれども、事務局の方で修正または課題の件につきましては調査票に反映いたしましてその分の確認について会長さん・副会長さんに確認をしていただいて、項目等についてOKという流れでよろしいでしょうか？その確認を1点していただければと思います。

(有田会長)

今日、沢山ご意見頂きました。修正する事が決まったものもありますが、残っているものもあります。それは、私ども会長・副会長と事務局の方で調整したものでニーズ調査を進めさせていただくという事でよろしいでしょうか？

(委員)

異議なし。

(有田会長)

ではその様にさせていただきます。ありがとうございました。